塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　や
灯質　単せん黄光　毎四秒に一せん光
光達距離　実効光度二六カンデラ　三・五海里
点灯年月日　平成二十九年十二月十二日
記事　北九州港湾・空港整備事務所管理

名称　九地整新門司沖工事区域F灯浮標
位置　所在地　新門司防波堤灯台（関門港新門司区）の南東方約六・五キロメートル
北緯　三三―四九―四四
東経　一三一―〇三―二〇
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　や
灯質　単せん黄光　毎四秒に一せん光
光達距離　実効光度二六カンデラ　三・五海里
点灯年月日　平成二十九年十二月十二日
記事　北九州港湾・空港整備事務所管理

名称　九地整新門司沖工事区域G灯浮標
位置　所在地　新門司防波堤灯台（関門港新門司区）の南東方約六・九キロメートル
北緯　三三―四九―二六
東経　一三一―〇三―二三
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　や
灯質　単せん黄光　毎四秒に一せん光
光達距離　実効光度四六カンデラ
点灯年月日　平成二十九年十二月八日
記事　北九州港湾・空港整備事務所管理

名称　九地整新門司沖工事区域H灯浮標
位置　所在地　新門司防波堤灯台（関門港新門司区）の南東方約六・七キロメートル
北緯　三三―四九―二三
東経　一三一―〇三―〇六

塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　や
灯質　単せん黄光　毎四秒に一せん光
光達距離　実効光度二六カンデラ　三・五海里
点灯年月日　平成二十九年十二月八日
記事　北九州港湾・空港整備事務所管理

名称　九地整新門司沖工事区域I灯浮標
位置　所在地　新門司防波堤灯台（関門港新門司区）の南南東方約六・六キロメートル
北緯　三三―四九―二一
東経　一三一―〇二―四八
塗色及び構造　黄色X形頭標一個付　黄色　や
灯質　単せん黄光　毎四秒に一せん光
光達距離　実効光度二六カンデラ　三・五海里
点灯年月日　平成二十九年十二月八日
記事　北九州港湾・空港整備事務所管理

名称　入津港浜村防波堤灯台
位置　所在地　大分県佐伯市（入津港浜村防波堤外端）
北緯　三二―五一―〇九
東経　一三一―五七―〇六
廃止年月日　平成二十九年十二月十三日

○海上保安庁告示第十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成三十年二月十六日

海上保安庁長官　中島　敏

名称　海上保安庁長官　中島　敏
位置　所在地　熊本県上天草市（下大戸ノ鼻）
北緯　三二―三一―四六
東経　一三〇―二七―三九
名称　下大戸ノ鼻灯台
灯質　群せん白光　毎六秒に二せん光
光達距離　実効光度三九〇カンデラ　七・五海里
変更年月日　平成二十九年十二月一日

名称　浦郷港美田防波堤灯台
位置　所在地　島根県浦郷港（美田防波堤外端）
北緯　三六―〇六―三五
東経　一三三―〇〇―一九
変更した事項　灯質　単せん赤光　毎三秒に一せん光
高さ　地上から構造物の頂部まで九・六メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十九年十二月七日

名称　鬼池港防波堤A東灯台
位置　所在地　熊本県鬼池港（防波堤A東端）
北緯　三二―三二―五八
東経　一三〇―一一―二九
変更した事項　灯質　群せん赤光　毎六秒に二せん光
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで九・九メートル
変更年月日　平成二十九年十二月七日

名称　土佐黒潮牧場十一号施設灯
位置　所在地　土佐沖ノ島灯台（高知県宿毛市）の南南西方約一三キロメートル
北緯　三二―三六―〇二
東経　一三二―二九―〇一
変更した事項　灯質　群せん白光　毎六秒に二せん光
光達距離　実効光度三九〇カンデラ　七・五海里
変更年月日　平成二十九年十二月一日

名称　大磯埼灯台
位置　所在地　徳島県鳴門市（大磯埼）
北緯　三四―一〇―四八
東経　一三四―三八―二九
変更した事項　灯質　群せん白光　毎一五秒に四せん光
光達距離　実効光度三、七〇〇カンデラ　一二・〇海里
変更年月日　平成二十九年十二月十二日

名称　阿久根港倉津埼灯台
位置　所在地　鹿児島県阿久根港（倉津埼）
北緯　三二―〇〇―四五
東経　一三〇―一〇―四六
変更した事項　灯質　群せん白光　毎一〇秒に二せん光
光達距離　実効光度三九〇カンデラ　七・五海里
変更年月日　平成二十九年十二月十三日

○東北地方整備局告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議を変更したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、東北地方整備局、同局仙台河川国道事務所、同局磐城国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

東北地方整備局長　津田　修一

平成十七年東北地方整備局告示第九十八号を次のように改正する。

第一項を次のように改める。

一般国道　四号　宮城県岩沼市末広一丁目地先から同県仙台市太白区中田五丁目地先まで

一般国道　六号　福島県いわき市勿来町九面地先から同県いわき市常磐上矢田町地先まで

〃　福島県いわき市平下神谷地先から宮城県亘理郡亘理町字倉庭地先まで